

## [1-3]輸送の安全

運送事業において、輸送の安全を確保することは最重要といっても過言ではありません。頻繁に法令改正もされており、学習する上でも重要な項目です。

### ○輸送の安全性の向上（事業法 15 条）★

事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

### ○安全管理規程（事業法 16 条）★★

事業者（その事業の規模が国土交通省令で定める規模未満であるものを除く。）は、輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項など事業者が遵守すべき所定の事項を定めた**安全管理規程**を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

### ○運行管理規程（安全規則 21 条）★★

事業者は、運行管理者の職務および権限ならびに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する**運行管理規程**を定めなければならない。

なお、運行管理規程に定める運行管理者の権限は、少なくとも法令に規定する運行管理者の業務（P31～34「○運行管理者の業務」参照）を処理するに足りるものでなければならない。  
(※安全管理規程と運行管理規程を混同しないよう注意!)

### ○輸送の安全（事業法 17 条）★★★

1. 事業者は、次に掲げる事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

① 事業用自動車の数、荷役その他の事業用自動車の運転に附帯する作業の状況等に応じて**必要となる員数**の運転者およびその他の従業員の確保、事業用自動車の運転者がその**休憩または睡眠**のために利用することができる施設の整備および管理、事業用自動車の運転者の適切な**勤務時間および乗務時間**の設定その他事業用自動車の運転者の**過労運転を防止**するために必要な事項

② 事業用自動車の定期的な点検および整備その他事業用自動車の安全性を確保するために必要な事項

2. 事業者は、事業用自動車の運転者が疾病(しっぺい)により安全な運転ができないおそれがある状態で事業用自動車を運転することを防止するために必要な**医学的知見**に基づく措置を講じなければならない。

3. 事業者は、**過積載\***による運送の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成および事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による**運送の指示**をしてはならない。  
※最大積載量を超える積載

**○輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止（事業法 22 条の 2）★**

事業者は、貨物自動車利用運送を行う場合にあっては、その利用する運送を行う事業者が貨物自動車運送事業法の規定または安全管理規程を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

**○輸送の安全にかかわる情報の公表（事業法 24 条の 3、安全規則 2 条の 8）★★**

1. 事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置および講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を公表しなければならない。
2. 事業者は、毎事業年度の経過後 100 日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全に係る情報であって国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

**●事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項（平成 18 年国土交通省告示 1091 号）**

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標およびその達成状況
- (3) 自動車事故報告規則 2 条に規定する事故（P35～36「○「重大な事故」とは」参照）に関する統計

3. 事業者は、国土交通大臣から貨物自動車運送事業法の規定に基づく処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは、遅滞なく、当該処分の内容ならびに当該処分に基づき講じた措置および講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

**○適正な取引の確保（安全規則 9 条の 4）★★**

事業者は、①運送条件が明確でない運送の引受け、②運送の直前または開始以降の運送条件の変更、③荷主の都合による集貨地点等における待機（＝いわゆる荷待ち時間）、④運送契約によらない附帯業務の実施に起因する運転者の過労運転または過積載による運送、⑤その他の輸送の安全を阻害する行為を防止するため、荷主と密接に連絡し、協力して、適正な取引の確保に努めなければならない。

**○荷主の責務（事業法 63 条の 2）★★**

荷主は、事業者が貨物自動車運送事業法または貨物自動車運送事業法に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

**POINT**

- ☞安全管理規程と運行管理規程について、混同しないように。
- ☞荷主の責務については、令和元年 7 月の法改正により新設された規定である。